

令和 7 年度 山口県採用活動効率化支援補助金 〔募 集 要 領〕

山口県では、県内中小企業者等の人材の確保及び若者の本県への就職・定着の促進を図ることを目的として、採用活動の効率化を実施する県内の中小企業者等に対して、補助金を支給します。

本要領を御確認いただき、電子申請、メール、郵送のいずれかの方法で申請してください。

【申請期限】 令和8年2月10日（火） 必着

【申請先及び問合せ先】

山口県産業労働部労働政策課 雇用・労働企画班

住 所：〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話番号：083-933-3254

メー ル：a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/315774.html>

電子申請：<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/aRdW5dVF>



山口県 採用活動効率化補助金

検索

1 趣 旨

この補助金は、採用活動の効率化を実施する県内の中小企業者等を支援することで、県内中小企業者等の人材の確保及び若者の本県への就職・定着の促進を図ることを目的としています。

2 対象者

○補助金の対象者は以下のいずれにも該当する中小企業者等（※1）です。

- ・山口県内に本社又は主たる事業所を有すること
- ・交付を申請しようとする年度の翌年度以降の3年度の間において、新規大卒者等（※2）の採用を1名以上計画していること
- ・やまぐちジョブナビに登録し、求人情報を掲載していること
- ・県税を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと
- ・当該事業申請日又は補助金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き又は会社更生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと

※1 中小企業者等とは、以下のいずれかに該当するものを言います。(1)～(3)に該当する企業については別表をご覧ください。

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者
- (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち知事が認める者
- (3) 中小企業団体等の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
- (4) 上記に当てはまらない企業・団体のうち以下の認定を受けている者
 - ・やまぐち“とも×いく”応援企業
 - ・誰もが活躍できるやまぐちの企業
 - ・子育てサポート企業（くるみん・プラチナくるみん）
 - ・ユースエール認定企業

※2 新規大卒者等とは、大学等（大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校をいう。）の新規卒業者及び大学等を卒業後3年以内の者を言います。

3 補助額等

区分	内容
補助率	2分の1
補助上限額	10万円
事業期間	交付決定日から令和8年2月27日までの間
補助件数	50件程度

4 補助対象経費

○採用活動に係る以下の経費が補助対象経費となります。

区分	具体例
採用活動に係る情報管理の効率化に資する経費	採用管理ツールの導入経費 採用データの分析ツールの導入費用 等
採用選考の効率化に資する経費	エントリーシート選考への AI ツールの導入費用 等
採用広報の効率化に資する経費	採用活動のための SNS アカウントの運用経費 Web 広告等の出稿経費（ナビサイトへの掲載料除く） 等

○消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外してください。

○令和 8 年 2 月 27 日までに完了する事業としてください。

○上記に関わらず、次の事業は交付の対象外となります。

- ・申請書の提出時において既に着手されている事業
- ・同一の年度において既に補助金の交付の決定を受けた者が行う事業
- ・他の補助金等の交付を受けて行われる事業

○対象経費として認められるか等、ご不明な点は事前にご相談ください。

5 申請手続き

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 25 日(月)～令和 8 年 2 月 10 日(火)【必着】

※予算額に達した場合、期間内でも申請受付を締め切ります。

(2) 申請方法

やまぐち電子申請サービスから必要事項を入力・添付書類をアップロードして申請いただくか、電子メールまたは郵送により下記書類を提出してください。①～③の書類は労働政策課ホームページよりダウンロードいただけます。

【提出書類】

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③誓約書
- ④県税事務所長が交付する納税証明書（申請日の直近 3 か月以内に取得した原本又は写し）
- ⑤対象経費に係る見積書の写し（経費の内訳がわかるもの）
- ⑥会社案内又は会社概要（資本金及び従業員数がわかるもの）

【申請先】

電子申請→<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/aRdW5dVF>

電子メール→a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

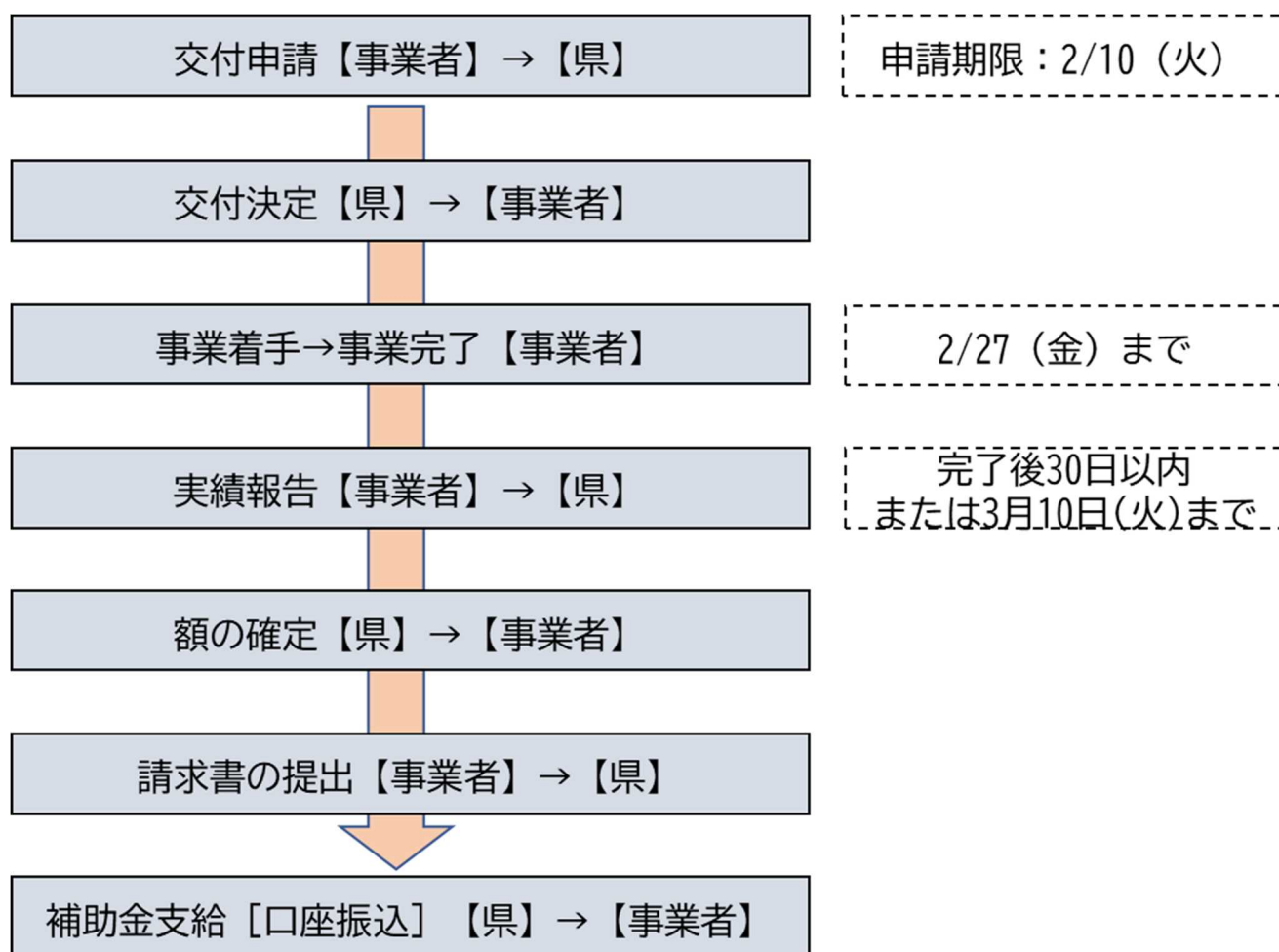
郵送→〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号

山口県産業労働部労働政策課 雇用・労働企画班



6 申請から支払までの流れ

- 交付申請後、県において申請内容を審査し、適正と認められる場合は交付決定通知書を送付します。
- 交付決定後、事業に着手していただき、事業完了後 30 日以内または令和 8 年 3 月 10 日(火)のいずれか早い日までに実績報告をお願いします。実績報告の方法については交付決定時に御案内します。
 - ※令和 8 年 2 月 27 日(金)までに事業が完了している必要があります。
- 県において実績報告を確認後、額の確定通知書を送付します。額の確定後、請求書を御提出ください。請求書をもとに県から補助金をお支払いします。



7 その他

- (1) 補助金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽等が判明した時は補助金の支給決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
- (2) 補助金の交付要件を満たしていないことが判明した場合は、その旨を速やかに労働政策課雇用・労働企画班までご連絡ください。

業種分類	資本金・従業員の規模
① 製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の法人及び個人
⑤ ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の法人及び個人
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の法人及び個人
⑧ その他の業種	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑩ 中小企業団体等の組織に関する法律第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑪ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会	
⑫ 財団法人及び社団法人	
⑬ 特定非営利活動法人	